［削る］

52・53　［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～49　略］

50　法別表第三の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

51　法別表第三の二十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　通訳案内士法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［削る］

四　地域通訳案内士の生存の事実の確認

54　法別表第二の九の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　小笠原諸島特例通訳案内士の生存の事実の確認

55・56　［同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～49　同上］

50　法別表第三の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の有効期間の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　第二種旅行業、第三種旅行業若しくは地域限定旅行業若しくは旅行業者代理業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

51　法別表第三の二十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　地域限定特例通訳案内士の生存の事実の確認